

# 2019年度から 国民健康保険税の税率が変わります

国民健康保険は、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、みんなで助け合う医療保障制度です。

日本は、誰もが安心して医療を受けることができる世界に誇るべき国民皆保険を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきました。

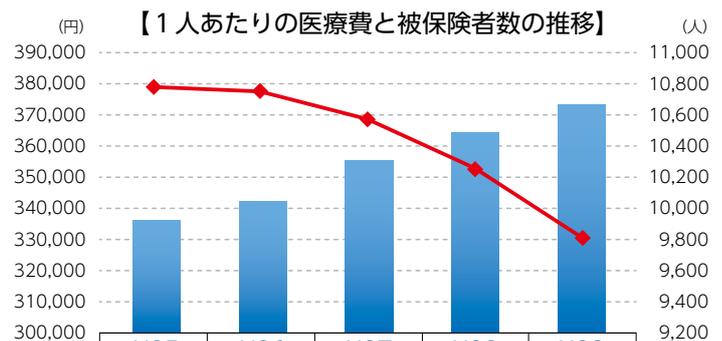
国民皆保険の根幹をなすのが、国民健康保険制度です。



## 国民健康保険事業の現状

加入者の高齢化や、医療の高度化による医療費の増大などにより、国民健康保険事業の財政状況は年々厳しくなっています。

また、加入者の減少により、事業の大きな財源である保険税収入が年々減少しており、現行の保険税率では財源が不足し、平成29(2017)年度から2年連続でほかの財源から補填する状況が続いています。



■ 1人あたりの医療費	336,786	340,801	354,777	363,356	372,644
◆ 被保険者数	10,780	10,755	10,573	10,247	9,808

## 2019年度 国民健康保険税率改定表

		改定前	改定後	増減
医療分	所得割	5.8%	6.5%	0.7%
	資産割	15%	0%	△15%
	均等割(1人あたり)	27,600円	29,400円	1,800円
	平等割(1世帯あたり)	21,600円	21,600円	—
	課税限度額	54万円	58万円	4万円
後期高齢者支援金分	所得割	1.6%	2.2%	0.6%
	資産割	5%	0%	△5%
	均等割(1人あたり)	7,800円	10,800円	3,000円
	平等割(1世帯あたり)	6,000円	7,200円	1,200円
	課税限度額	19万円	19万円	—
介護分 (40歳以上 65歳未満の人のみ)	所得割	1.2%	1.7%	0.5%
	資産割	3%	0%	△3%
	均等割(1人あたり)	7,200円	10,200円	3,000円
	平等割(1世帯あたり)	4,200円	4,800円	600円
	課税限度額	16万円	16万円	—

※所得割…(加入者の前年の総所得金額－基礎控除33万円)×税率

※資産割…土地および家屋にかかる固定資産税に対して賦課していましたが、2019年度から廃止します。

## どうして改定する必要があるの？

国民健康保険事業の財源の約半分は、加入者の皆さんが負担する保険税で支えられており、財源を確保し、事業を運営するためには、財政を健全化する必要があります。

皆さんが、安心して医療を受けることができる国民健康保険制度の運営のため、今回保険税率を改定することにしました。

加入者の皆さんには負担をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いします。なお、新税率を適用した納税通知書は、7月中旬に郵送します。



税率改定によるモデルケース（※改定前の税額は、資産割を固定資産税50,000円として計算しています）

ケース1 65歳以上74歳以下の1人暮らし 被保険者1人の場合

世帯所得 33万円以下（年金支給額が年間約150万円以下）

改定前 28,800円 ▶ 改定後 20,700円（8,100円減）



ケース2 65歳以上74歳以下の夫婦 被保険者2人の場合

世帯所得 100万円  
（夫の年金支給額が年間約220万円、妻の年金支給額が年間約80万円）

改定前 138,300円 ▶ 改定後 145,500円（7,200円増）



ケース3 40歳代の夫婦と未成年の子ども2人 被保険者4人の場合

世帯所得 300万円  
（夫は自営業で所得金額が年間約300万円、妻は専業主婦、子どもは学生）

改定前 428,800円 ▶ 改定後 492,300円（63,500円増）



※税額には介護分が含まれています。

国民健康保険税の軽減対象の拡大

前年中の所得が一定以下の世帯は、均等割額と平等割額を軽減しています。今回、負担軽減を図るため、5割軽減と2割軽減の基準を拡大します。7割軽減の基準となる所得は従前どおり33万円です。

軽減割合	世帯の合計所得金額(改定前)	世帯の合計所得金額(改定後)
5割軽減	33万円 + 27.5万円 × 被保険者数	33万円 + 28万円 × 被保険者数
2割軽減	33万円 + 50万円 × 被保険者数	33万円 + 51万円 × 被保険者数

※世帯所得金額が、上記表の計算式で計算した金額より少ない場合は、軽減の対象となります。  
※ご自身の所得金額については、確定申告書の控え、源泉徴収票などでご確認ください。

健康管理に努めましょう

病気やけがの備えとして、国民健康保険制度がありますが、健康に変えられるものではありません。  
適度な運動をしたり、食生活に気をつけたりするなど、生活習慣を改善し、日頃から健康に配慮し、病気にならないようにすることが大切です。  
市では、特定健診やがん検診などの各種健(検)診を実施しています。定期的に健(検)診を受診することで自分の健康状態を把握し、万一のときにも早期発見・早期治療ができるよう疾病予防につなげましょう。



問合先 市民課国民健康保険グループ(☎84-5006)